

2026年5月29日

経済法令研究会

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 税務3級 2025年度受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 税務3級 2025年度受験用』をお持ちの方が、2026年7月の銀行業務検定試験「税務3級」および2026年6月以降にCBT方式で銀行業務検定試験「税務3級」を受験する際の一助となるよう、2026年度税制改正のポイントについて、お知らせするものです。

【所得税】

◆ **基礎控除の見直し**

- ① 「本則部分」について、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで、2年ごとに調整する仕組みが創設された。
- ② 基礎控除に一定の金額が加算される「特例部分」について、合計所得489万円以下の者の加算額が引き上げられた（一部を除き令和8年分・令和9年分の時限措置）。

<基礎控除額>

本人の 合計所得金額	改正前			改正後 (令和8年・令和9年分)				
	本則	特例	計	本則	特例	計		
132万円以下	58万円	+37万円	95万円	62万円				
132万円超 336万円以下		+30万円	88万円				+42万円	104万円
336万円超 489万円以下		+10万円	68万円					
489万円超 655万円以下		+5万円	63万円				+5万円	67万円
655万円超 2,350万円以下		—	58万円				—	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	—	48万円	48万円	—	48万円		

2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	—	32 万円	32 万円	—	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円		16 万円	16 万円		16 万円
2,500 万円超	0 円		0 円	0 円		0 円

◆ 給与所得控除の見直し

- ① 最低保障額について、直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率に基づき、2 年ごとに見直すこととされた。
- ② 給与所得控除の『最低保障額の特例』を創設し、給与所得控除の最低保障額に 5 万円が加算された（令和 8 年分・令和 9 年分の時限措置）

<給与所得控除額>

給与等の収入金額	改正前	改正後 (令和 8 年・令和 9 年分)		
1,625 千円以下	65 万円 (最低保障額)	<u>69 万</u> 円	<u>+5 万</u> 円	<u>74 万</u> 円
1,625 千円超 1,800 千円以下				
1,800 千円超 1,900 千円以下				
1,900 千円超 2,200 千円以下	収入金額×30%+8 万円	収入金額×30%+8 万円		
2,200 千円超 3,600 千円以下				
3,600 千円超 6,600 千円以下	収入金額×20%+44 万円	収入金額×20%+44 万円		
6,600 千円超 8,500 千円以下	収入金額×10%+110 万円	収入金額×10%+110 万円		
8,500 千円超	195 万円（上限） (注) 子育て世帯等の場合、所得金額調整控除あり			

◆ 扶養親族等の所得要件の改正

上記の基礎控除および給与所得控除の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の所得控除について、対象となる配偶者や扶養親族等の所得要件が改正された。

◆ 住宅ローン控除の延長と見直し

- ① 適用期限の延長

住宅ローン控除の適用期限が 令和 12 年 12 月 31 日 まで 5 年延長され、特例

対象個人（19歳未満の扶養親族を有する者または自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者）の上乗せ措置の適用期限についても令和12年まで延長される。

② 借入限度額

既存住宅（中古住宅）の利活用を促進し、省エネ性能を向上するため、既存住宅のうち認定住宅、ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額が「3,000万円」から「3,500万円」に引き上げられる。

一方、省エネ基準適合住宅については、新築住宅等、既存住宅ともに借入限度額が引き下げられ、さらに、令和10年以降の新築等は、原則として住宅ローン控除の適用対象外とされる。

また、特例対象個人の上乗せ措置について、これまで対象外であった既存住宅についても、省エネ基準適合住宅以上であれば上乗せが適用できることとされる。

③ 控除期間

省エネ基準適合住宅以上の既存住宅が「10年」から「13年」に引き上げられる。

④ その他の要件

- ・ 床面積要件
合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上（原則：50㎡以上）とする緩和措置が、既存住宅にも拡充される（特例対象個人が借入限度額の上乗せ措置を適用する場合を除く）。
- ・ 立地要件
災害レッドゾーンにおける新築（建替え等除く）は、令和10年以降適用対象外とされる。

◆ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置が見直され、基準所得金額からの控除額が3.3億円から1.65億円に、ミニマムタックスとしての税率が22.5%から30%へと強化される。（令和9年分の所得から適用）

◆ NISAの拡充

次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を0～17歳に拡充し、年間投資枠および非課税保有限度額が設定される。

なお、12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しが可能とされる。

◆ 防衛特別所得税の創設

防衛力強化を行うための安定的な財政基盤の確保の一環として、令和9年1月から、所得税額に対する税率1%の新たな付加税として「防衛特別所得税」が創設される。

その際、復興特別所得税の税率については2.1%から1.1%に1%引き下げるとともに、課税期間が令和29年まで10年間延長される。

【消費税】

◆ インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

- ① インボイス発行事業者となった小規模事業者に対するいわゆる「2割特例(注)」に関し、個人事業者について、納付税額を課税標準額（売上）に対する消費税

額の3割に軽減することができる経過措置として、さらに2年延長する。

- ② 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(いわゆる8割控除)について、控除可能割合の引下げペースを緩和して段階的に縮減させることとし、本経過措置の最終的な適用期限が令和13年9月30日へと2年延長される。

(注) 消費税の免税事業者が、インボイス制度を機に、インボイス発行事業者として登録をしたことにより課税事業者になった場合に、その納付税額を、課税標準額(売上)に対する消費税額の2割に軽減することができるという特例。

【相続税・贈与税】

◆ 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

法人版事業承継税制の特例措置について、「特例承継計画」の提出期限が令和9年9月末まで1年6か月延長され、個人版事業承継税制も、「個人事業承継計画」の提出期限が令和10年9月末まで2年6か月延長される。

◆ 貸付用不動産の評価方法の見直し

被相続人等が相続・贈与前5年以内に有償で取得または新築した一定の貸付用不動産については、「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」(原則として、取得価額をもとに算定)によって評価することとされる。

また、貸付用不動産(不動産小口化商品)は、その取得時期にかかわらず、『課税時期における通常の取引価額に相当する金額』によって評価することとされる。

(注) 令和9年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産の評価に適用。

【法人税】

◆ 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、すべての業種を対象とし、大規模かつ高付加価値の一定の要件を満たす投資を行うとき、即時償却または取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)の税額控除ができるという「特定生産性向上設備等投資促進税制(大胆な設備投資促進税制)」が創設される。

◆ 研究開発税制の強化(戦略技術領域型の創設)

新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の改正法の施行日から、令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の認定を受けた計画に基づく対象分野(注)への試験研究費について、40%または50%の税額控除ができるという措置が講じられる。

(注) 対象分野: AI・先端ロボット, 量子, 半導体・通信, バイオ・ヘルスケア, フュージョンエネルギー, 宇宙

◆ 賃上げ促進税制の見直し

- ① 全法人向けの措置が、適用期限(令和9年3月31日)の到来を待たず、令和8年3月31日をもって前倒しで廃止された。
- ② 中堅企業向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用要件が見直されるとともに、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止される。

③ 教育訓練費にかかる上乗せ措置については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止された。

◆ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計 300 万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することができる制度である「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」について、取得価額の基準が 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げられるとともに、適用期限が令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年延長された。

以上